



12月9日(月)から 朝日庁舎市民福祉課の窓口で

『書かない申請』をはじめます

マイナンバーカードをお持ちいただければ、

タブレットへの入力で「住所」「氏名」などを書かずに申請ができます。

※ 庁舎職員がサポートしますので安心して申請ができます。

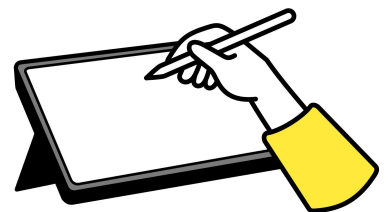
「書かない申請」提供サービス

01 住民票・印鑑証明書・戸籍謄抄本・ 各種税証明など

- ※ 従来どおり紙での申請となる手続きもあります。
- ※ 別途委任状が必要な場合があります。

02 児童手当に関する次の手続き

- ・児童手当の受給資格及び額についての認定請求
- ・児童手当の額の改定の請求及び届出



タブレットに入力

お持ちいただくもの

- 申請者のマイナンバーカード
※ 暗証番号4けた(利用者証明用電子証明書暗証番号)
- 児童手当の場合は、請求者名義の通帳またはキャッシュカード

Q タブレットの操作に不安がありますが大丈夫でしょうか？

A 庁舎職員がお手伝いいたします。

Q これまでの申請書による窓口対応はなくなりますか？

A これまでの窓口はそのままだが、タブレット申請にも対応した窓口となります。

～ 利用された方にはアンケートへの協力をお願いします ～